

倫理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本倫理規程は、株式会社 Hayakawa（以下「当社」という）の役員および従業員（以下「社員」という）が遵守すべき倫理的行動基準を定め、健全な企業活動を推進することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社に所属するすべての社員に適用される。

第2章 基本原則

第3条（法令遵守と社会的責任）

社員は、関係法令および社内規程を遵守し、高い倫理観と社会的責任を持って行動する。

第4条（人権の尊重）

社員は、人種、性別、信条、宗教、年齢、障害などによる差別を行わず、全ての人々の人権を尊重する。

第5条（公正な業務遂行）

社員は、公正かつ透明性のある方法で業務を遂行し、不正や腐敗行為を行わない。

第3章 行動規範

第6条（機密情報の管理）

社員は、業務上知り得た機密情報や個人情報を適切に管理し、無断で第三者に開示・漏洩しない。

第7条（利益相反の回避）

社員は、個人的利益と会社利益が対立する行為を避け、公私の区別を明確にする。

第8条（適切な職場環境の維持）

社員は、ハラスメントや暴力行為のない安全で健全な職場環境を維持する。

第9条（環境保護）

社員は、環境保護に努め、資源の有効活用と環境負荷の低減に取り組む。

第4章 通報と保護

第10条（内部通報制度の利用）

社員は、倫理規程違反を発見した場合、速やかに上長に報告する。

第11条（通報者の保護）

通報者は、不利益な扱いを受けないものとし、そのプライバシーは保護される。

第5章 罰則

第12条（懲戒処分）

本規程に違反した社員に対しては、就業規則に基づき適切な懲戒処分を行う。

第6章 附則

第13条（教育と周知）

当社は、本倫理規程の内容を社員に周知徹底する。

第14条（改定）

本規程は、必要に応じて見直し、改定するものとする。

第15条（施行）

本規程は、2022年11月1日より実施する。